

令和 8 年 第 1 回 臨 時 町 議 会

— 行 政 報 告 —

令和 8 年 1 月 16 日 提出

俱知安町長 文 字 一 志

固定資産税評価誤りによる誤賦課について

このたび、納税者からのご指摘により、区分所有建物の床面積算定に誤りがあることが判明したこと、また、それに伴う過誤納金の返還に伴う補正予算議案の提出についてご報告いたします。

今回の誤賦課の原因としては、区分所有建物の床面積算定に誤りがあり、全10部屋のうち、2部屋に過大な課税が行われ、8部屋には過小な課税が行われていたことが判明したものです。

これを受けまして、区分所有建物103棟・1803部屋の全件調査を行い、ほかに1件の誤賦課を確認いたしました。

町としましては、誤って多く徴収してしまった固定資産税は、速やかに利息相当分を付した全額を返還いたします。また、過小な課税を行っていた固定資産税は、直近5年分を更正・追徴をおこなうことで税負担の公平性を確保し、納税者の方々に不利益が生じないよう、法の趣旨に則り誠実に対応してまいる所存です。

以上のことから、本臨時会にて、総務費 諸費 償還金・利子及び割引料 過誤納還付金600万円を補正予算計上し、ご審議をいただくものでございます。

対象となる納税者には、個別にかつ丁寧にご説明申し上げ、返還・追徴手続きを迅速に進めてまいります。

誤賦課は、納税者への信頼を損なうものでありますので、今後は、再発防止策を着実に実行し、透明性の高い公正な税務行政を推進することで、信頼回復に全力を尽くしてまいります。

以上、行政報告といたします。